

令和 2 年 5 月 1 2 日

公益財団法人児童育成協会 御中

内閣府子ども・子育て本部参事官  
(子ども・子育て支援担当)

新型コロナウイルス感染症対策に伴う

企業主導型保育施設の利用料の減額に係る支援について

企業主導型保育事業の推進については、日頃より格段の御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

企業主導型保育施設における利用料については、「新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合の運営費等の取扱いについて」(令和 2 年 2 月 2 8 日付事務連絡)において、新型コロナウイルス感染症により企業主導型保育施設を臨時休園等した場合、利用者が保育サービスの提供を受けていないことに鑑み、臨時休園等した日数分の利用料を減額するなど、利用者に対する配慮を行っていただくようお願いをしていたところです。

これまでは、上記の事務連絡に基づき事業実施者が利用料の減額を行った場合でも、企業主導型保育事業は企業が従業員に対して主体的に実施する福利厚生としての側面を有することや、施設の利用料は事業実施者と利用者との私的契約により決定される仕組みであることなどを踏まえ、当該減額分については助成の対象外とする取扱いとしてきたところですが、4月に緊急事態宣言が発令されるなど、新型コロナウイルス感染症対策の取組みに対する社会的な要請が強まっていること、企業主導型保育施設の臨時休園等についても緊急事態宣言によって生じた社会的必要性に対応して行われていることを踏まえ、こうした施設及び利用者を支援する観点から、下記のとおり、事業実施者において利用料減免を行う場合に、利用料の減額分について、臨時的な措置として助成の対象とすることといたしましたので、事業実施者に対し、本施策について周知及び積極的な活用の呼びかけをお願いいたします。

記

#### ① 対象となる児童

助成の対象となる児童は、施設利用給付費の助成の対象とならない児童であって、新型コロナウイルス感染症により施設が臨時休園等した場合や、感染の防止等を図るため施設

等から登園自粛を要請されたことなどの事由により、施設を欠席した児童とする。

なお、施設から登園自粛を要請するに当たっては、医療従事者やひとり親家庭等の子どもの保育が必要な場合の対応について十分配慮した上で行っていただくよう、改めてお願いする。

## ② 助成額の算出方法

上記①に該当する児童ごとに、以下の計算式に基づき算出された額を月額として助成する。なお、施設における利用料の金額が、算出された助成額の金額を下回る場合には、当該利用料の金額を助成額とする。

<計算式>

ア 週7日開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記①に該当する欠席日数÷30日

イ 週7日未満開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記①に該当する欠席日数÷25日

ウ 週6日未満開所施設

年齢区分ごとの利用者負担相当額×その月の上記①に該当する欠席日数÷20日

(参考) 利用者負担相当額

年齢区分	利用者負担相当額
4歳以上児	23,100円
3歳児	26,600円
1、2歳児	37,000円
0歳児	37,100円

## ③ 利用料の減額の実施方法

施設において、上記①に該当する児童ごとに、上記②により算出された助成額の金額以上の額を、該当する月の利用料から減額する。施設は、当該施設における減免内容について利用者に対して確実に周知すること。

また、既に利用料を利用者から徴収している場合には、利用者に対し、利用料から減額すべき金額を返還することで対応するものとする。

## ④ 本措置の実施期間

本措置の実施期間は、当面、令和2年4月から6月までの3カ月間とする。なお、7月以降の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症対策に対する状況等を踏まえ、別途お示しする。

## ⑤ その他

本措置の詳細については、別途お示しする。また、本措置の実施に伴い、「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」等について、所要の改正を行う予定であるため、念のため申し添える。